

【光のマーケット募集要項】

項 目	内 容
1	<p>出店 対象</p> <p>① 一般社団法人城陽市観光協会の個人会員、企業・団体会員である事。 ※会員でない方は、会員になってからの応募となります。</p> <p>② 出店規約を遵守出来る方。</p>
2	<p>出店 規則</p> <p>① 来場者(お客様)に対して、丁寧に接客すること。</p> <p>② 来場者(お客様)とのトラブルは全て自己責任とする。</p> <p>③ 問題が生じた際は、必ずその日に事務局長に事後報告すること。</p> <p>④ 出店時に重大な問題が発生した場合、直ちに退去・撤退させます。</p> <p>⑤ O-157,ノロウイルス,食中毒など起こさないように食品衛生管理法に基づく提供の仕方を十分に考えて行ってください。(飲食店)</p> <p>⑥ イベント保険に入っておりますが、対応できる範囲がありますので、問題が発生した場合、ご自身でも保険に入ることをお勧めします。</p>
3	<p>ブース料</p> <p>① (上の段)での出店は、12万円 約10ブース (宇治城陽露店組合に限る)</p> <p>② (下の段)での出店は、12万円 約14ブース</p> <p>③ キッチンカーは、12万円 決められた場所のみの販売</p> <p>④ ブース料は、申込書を提出した際に支払うか後日振込むこと。ただし支払いが終わらなければ、申請は受理されていません。</p> <p>⑤ (優先順位がある為) 振り込みの場合は、振り込んだ日時をすぐに連絡する。</p> <p>⑥ コロナやその他の問題でイベントが中止した場合、出店料の返金は致しませんので予め了承した上で申請してください。 (申請は全てを受諾したものと致しますので、ご了承ください。)</p>
4	<p>出店 時間</p> <p>① 開店時間は、午後4時ごろから</p> <p>② 閉店時間は、午後9時30分まで ただし午後9時30分に消灯し10時にゲートは締まります。</p>
5	<p>連 絡 先</p> <p>責任者の連絡先を必ず提出してください。</p>
6	<p>営業許可書</p> <p>① コピーを提出してください。</p>
7	<p>城陽市店の特典</p> <p>① 協会ホームページにてPR (希望者には、店のホームページのQRコードなどを掲載可)</p> <p>② 希望者が多い場合、市内業者を優先しますが、締め切り以降の割り込みや決定後の見直しはできません。</p>
8	<p>申込方法</p> <p>協会ホームページにある申込書類に必要事項を記入し提出してください。 提出は、info@joyo-kankou.jpへメールまた0774-55-0560へFAXするか、直接観光協会事務局までお持ちください。</p> <p>出店が決定しましたら、こちらから連絡しますので、直ちに営業許可書のコピーとブース料をお支払いください。営業許可書のコピーは、メールに添付するかFAXするか郵送かお持ちいただくかをお願いします。</p> <p>〒610-0121 京都府城陽市寺田樋尻 44-8 一般社団法人城陽市観光協会 光のページェント TWINKLE JOYO 担当まで</p>